

令和7年5月30日

環境森林部

廃棄物・リサイクル課 不法投棄対策第一係

電話:027-226-2865 内線:2865

桐生市内の無許可盛土に係る行政代執行の開始について

桐生市川内町の保安林内において、群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例の規 定による許可を受けずに施工された盛土について、土砂の崩落による災害発生を防止するた め、行政代執行法に基づき、県が行為者に代わって応急対策工事を実施します。

1 代執行する場所

桐生市川内町五丁目字赤柴 2829 番5及び 2828 番1 (2 箇所)

2 代執行の内容

- (1) 応急対策工事を実施するための測量調査
- (2) 応急対策工事(※)
 - ・大型土のう設置(法尻部固定・仮設土留め)
 - ・ブルーシート設置(雨水等による盛土浸食防止)
 - ※補正予算議案議決後、着工予定

3 代執行の開始

日 時:令和7年6月5日(木)午前10時30分(荒天時延期)

場 所:桐生市川内町五丁目字赤柴(林道梅田小平線)

内 容:執行責任者が代執行の開始を宣言し、測量調査に着手します。

取 材:林道梅田小平線は、代執行を行う場所の手前で通行止めになっています。

現地での取材等を希望する場合は、担当者あて事前に連絡願います。

天候等により延期する場合は、こちらから御連絡します。

4 代執行の期間

令和7年12月末まで(応急対策工事を含めた予定時期)







桐生市保安林内における土砂条例違反事案の概要

1 行為場所(2筒所)

- (1) 桐生市川内町五丁目字赤柴 2829 番 5 所有者:桐生市
- (2) 桐生市川内町五丁目字赤柴 2828 番1 所有者: X (行為者・法人名義)

2 現場状況

- ・行為場所(1)には令和5年12月から令和6年2月までの間に約15,000 m³、同 (2) には令和6年2月から5月までの間に約27,000 m³の盛土がそれぞれ必要な 許可を受けずに行われた。
- ・盛土は転圧等が行われず、技術基準(土砂条例)を満たさずに施工されており、 盛土上部及び法面のひび割れや、一部崩落が認められる。
- ・盛土上部には、重機作業のために敷砂利が敷き均されている。
- ・盛土の約1.5km 下流には民家があり、崩落した場合に被害を受けるおそれがある。
- ・搬入元の立入検査及び土壌検査の結果から、現時点で土砂の汚染は認められない。



行為場所(2)の空撮写真【R7.4.9 撮影】



土砂の流出状況【R6.8.30撮影】

3 行為者

(1) A (個人)【請負者】 住所地:茨城県つくば市 (2) X(法人)【発注者】 (3) B(個人、X代表取締役) 所在地:茨城県鉾田市

住所地:茨城県東茨城郡大洗町

4 主な対応経過

令和5年12月 住民通報により土砂搬入を認知。行為者に対し搬入中止を指導 令和6年 5月 土砂条例に基づく報告徴収 12月 十砂条例に基づく措置命令(履行期限3月18日:不履行)

令和7年 4月 行政代執行法に基づく戒告通知 (履行期限5月14日:不履行)